

# 国立大学法人東京外国語大学役員等 に関する規程

〔平成16年 3月26日〕  
規 則 第 45 号

改正 平成18年11月 7日規則第55号 平成19年 6月26日規則第49号  
平成19年10月23日規則第72号 平成19年11月13日規則第93号  
平成20年 1月30日規則第 7号 平成20年10月28日規則第53号  
平成23年 3月31日規則第21号 平成27年 3月27日規則第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に置く役員、副学長及び役員会に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 本学に次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 2名
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「法」という。）第14条に定める理事 1名
- (4) 監事 2名

(学長)

第3条 学長は、学校教育法（昭和23年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

- 2 学長の選考並びに文部科学大臣に対する学長任命の申出及び学長解任の申出は、学長選考会議が行う。
- 3 学長選考会議は、別に定める。
- 4 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、学長が辞任を申出たとき及び欠員となったときは、新たに任命される学長の任期は、任命の日から3年を経過した日の属する年度の末日まで期間とする。

(理事)

第4条 理事は、学長の定めるところにより学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 理事の担当業務は、学長が定める。

第5条 理事は、法第12条第7項に規定する者のうちから、学長が任命する。

- 2 第2条第2号に定める理事は、理事を本務としつつ、教育職員を兼ねることができる。
- 3 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、第1項の任命及び第7条の解任を行う。
- 4 学長は、理事を任命し、又は解任したときは遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表する。

第6条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事が辞任を申出たとき及び欠員となったときの後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の解任)

第7条 学長は、理事が法第16条第1項に該当する場合は、当該理事を解任しなければならない。

2 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、当該理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(監事)

第8条 監事は、本学の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(第2条第3号に定める理事の再任)

第9条 第2条第3号に定める理事は、再任される場合において、その再任の際現に本学の役員又は職員でない者とみなす。

(役員欠格条項)

第10条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることのできない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で国立大学法人法施行令第2条で定める者は、非常勤の理事又は監事となることのできる。

(役員報告義務)

第11条 役員（監事を除く。）は、役員における不正、違法、著しい不当事実が生じた場合は、監事に報告しなければならない。

(副学長)

第12条 学長の職務を助ける者として、副学長を置くことができる。

2 副学長は、4名以内とし、本学の教育研究活動又は経営活動を適切かつ効果的に運営する観点から、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が任命する。

3 副学長のうち2名は、第2条第2号に掲げる理事が兼ねることができる。

4 副学長の担当業務は、学長が定める。

5 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する学長の任期の末日以前とする。

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事 2名

(3) 第2条第1項第3号に定める理事 1名

(役員会の職務)

第14条 役員会は、経営及び教育研究に関する次の事項を学長の最終意思決定に先立ち、議決しなければならない。

- (1) 学長原案の作成に関する事項
- (2) 学長の指示に基づく業務の執行に関する事項
- (3) 特定の重要事項

ア 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

イ 文部科学大臣の許可、承認を受けなければならない事項

ウ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項

エ 学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

オ その他役員会が定める重要事項

(役員会構成員以外の出席)

第15条 学長は、必要に応じて役員会構成員以外の者を役員会に出席させ、意見を聴き、説明を求めることができる。

2 副学長及び事務局長は、前項の規定にかかわらず、役員会に出席する。ただし、議決権は、有さない。

3 監事は、職務遂行上必要と認めるときは、定例役員会にオブザーバーとして出席するものとする。

(役員会の決定事項)

第16条 役員会の決定事項、申合せ事項等は、学内周知を図るものとする。

(事務)

第17条 役員会に関する事務は、秘書室において処理する。

(規程の改正)

第18条 この規程の改正は、役員会の議を経て行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、役員等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年11月7日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選考される学長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成19年6月26日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される理事及び学長特別補佐の任期は、第6条第1項及び第11条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学副学長に関する規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。